

被災建築物応急危険度判定訓練

(応急危険度判定調査表の作成手順)

平成30年7月10日(火)
目黒区都市整備部建築課

2

確認のお願い

登録内容の変更がある場合

- ・名簿の管理は**東京建築士会**で行なっているため、そちらへ変更手続きをお願いします。
- ・区からの連絡はその名簿に基づき行なっていますので、特に**メールアドレス**等が変更になった場合は、速やかに変更をお願いいたします。

判定マニュアルをお持ちではない場合

- ・東京都に確認したところ、9月、11月に行われる応急危険度判定士講習会へ参加していただければ改めてもらうことができますとのこと。 (マニュアル単体は有料で販売しているものであるため、無償配布は難しいとのこと。)

※名簿等の変更連絡先は下記のとおりです。

東京都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定）事務局

一般社団法人 東京建築士会 防災ボランティア係

〒104-6204

東京都中央区晴海1-8-12 オフィスタワーZ棟4F（晴海トリトンスクエア内）

TEL : 03-3536-7711

FAX : 03-3536-7712

MAIL : info@tokyokenchikushikai.or.jp

<https://tokyokenchikushikai.or.jp/hantei/index.html>

※注意：上記連絡先は2018年8月3日（金）まで



2018年8月6日（月）から下記住所へ移転となります。

〒103-0006

東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル5階

TEL : 03-3527-3100

FAX : 03-3527-3101

※メールとHPアドレスは変更無しのようにです。

※変更手続きは「東京都防災ボランティア登録事項変更申込書」へ記入の上、

FAXまたはメール等で送ることにより対応可能とのことです。

目次

- 1 木造建築物の判定説明
 - (1) 調査表について
 - (2) A部分（概要）の説明
 - (3) B部分（判定）の説明
 - (4) C部分（その他の危険物）の説明
 - (5) 判定結果の記入
- 2 東京都応急危険度判定行政連絡協議会からの情報提供
 - (1) アスベストに関する注意
 - (2) 実施業務マニュアルの改定
 - (3) 大阪府北部地震における応急危険度判定情報
 - (4) 平成30年度建築物応急危険度判定員養成講習会について
- 3 総合防災訓練のご案内
 - (1) 昨年度の訓練状況紹介
 - (2) 今年度の訓練案内

1 (1) 調査表

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 _____ 調査日時 月 _____ 日午前・午後 _____ 時 調査回数 (3) 回目 (15) 整理番号 _____

調査者氏名 (都道府県/No) _____ (4) _____ () _____ () _____

建築物概要

1 建築物名称 (5) _____ 1.1 建築物番号 (6) _____ 建築物番号 _____

2 建築物所在地 (7) _____ 2.1 住宅地図整理番号 (8) _____ 住宅地図整理番号 _____

3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()

4 構造形式 (10) 1.在来軸組構法 2.枠組(壁)構法(クワイ+) 3.プレファブ 4.その他 ()

5 階数 (11) 1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()

6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 (13) 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

調査方法 _____

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定チェックの注記と同じとする。

1 (2) A部分 (概要) の説明

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 (1) _____ 調査日時 月 (2) _____ 日午前・午後 _____ 時 調査回数 (3) 回目 (15) 整理番号 _____

調査者氏名 (都道府県/No) _____ (4) _____ () _____ () _____

建築物概要

1 建築物名称 (5) _____ 1.1 建築物番号 (6) _____ 建築物番号 _____

2 建築物所在地 (7) _____ 2.1 住宅地図整理番号 (8) _____ 住宅地図整理番号 _____

3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 (9) 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()

4 構造形式 (10) 1.在来軸組構法 2.枠組(壁)構法(クワイ+) 3.プレファブ 4.その他 ()

5 階数 (11) 1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()

6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 (13) 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

調査方法 _____

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定チェックの注記と同じとする。

⑭一見して危険と判断される場合



地下車庫併用住宅の層崩壊



3階建ての2階、3階の壁量を確保する設計が望ましい。

階の壁量：	1階	2階	3階
2層扱い：	地階	29	11
3層扱い：	46	34	18
壁量差%：	—	85%	61%

1階の層崩壊



下層階の偏心率の悪さが原因と思われる。



1 (3) B部分 (判定) の説明

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
②構造躯体の不同沈下	1. 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい (破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下 $\leq 20\text{mm}$	2. 1/60~1/20 $20 < d \leq 60$	3. 1/20超 $60\text{mm} < d$
⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥落	3. 落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1. ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

⑧

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

判定



RC造ではBランクが2つ以上で危険となる点に注意

②構造躯体の不同沈下（マニュアルP. 19～21）



不同沈下の例（Bランク）
著しい屋根の落ち込み

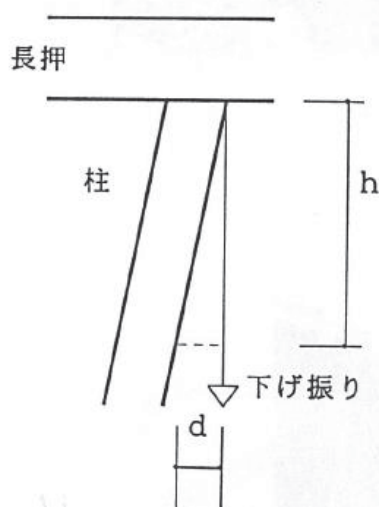


不同沈下の例（Cランク）
2階、小屋組みの破壊

④建築物の1階の傾斜（マニュアルP. 23～24）

傾斜の測り方

建築物の1階での傾斜は以下のように計測して下さい。



h（1200mmが便利）とdの寸法を測定し、 d/h の値を計算する。

Aランク	Bランク	Cランク
$d/h \leq 1/60$	$1/60 < d/h \leq 1/20$	$d/h > 1/20$

h=1200mmの場合

Aランク	Bランク	Cランク
$d \leq 20\text{mm}$	$20\text{mm} < d \leq 60\text{mm}$	$d > 60\text{mm}$

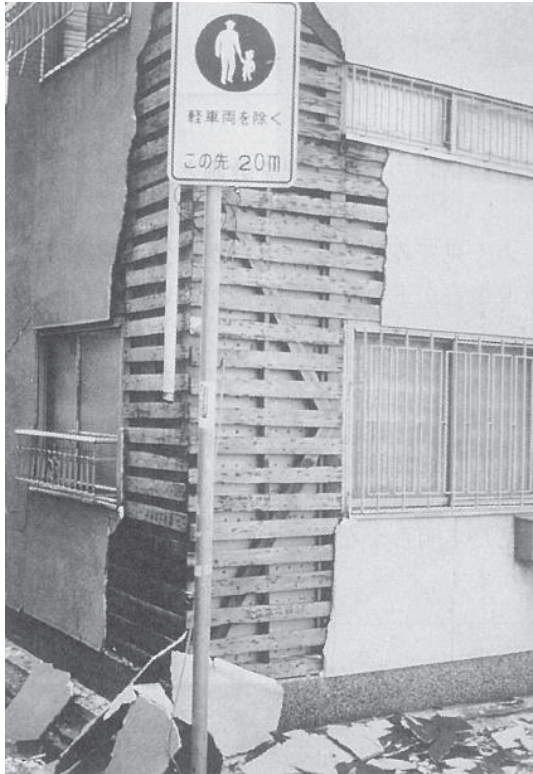
※目黒区で用意している下げ振りは、あらかじめ1200mmの位置に印を付けてありますので、 d 寸法により判定してください。

※ゆれの影響で損傷の割に層間変形が小さい場合があるので、建具・ガラスの損傷も考慮して判定願います。

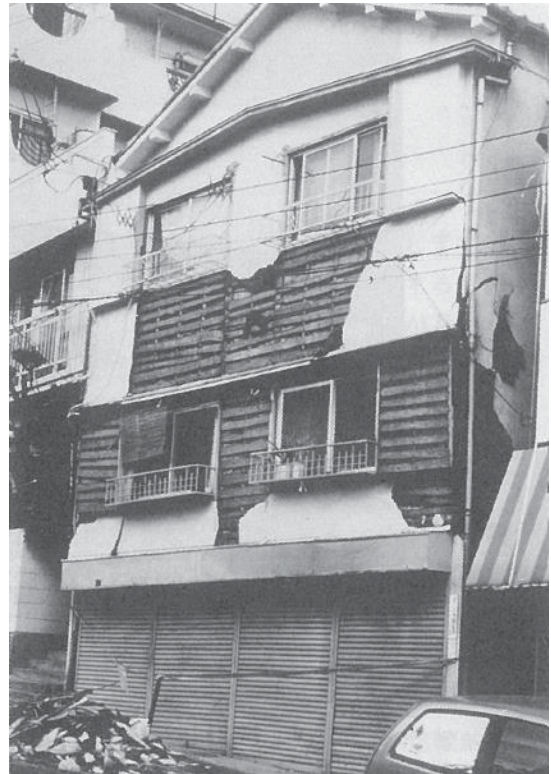
Bランク：建具のゆがみ、またはガラスにひび割れがある場合

Cランク：建具がはずれたり、ガラスが割れ落ちている場合

⑤壁の被害（マニュアルP. 25～27）



壁の被害の例（Bランク）



壁の被害の例（Cランク）

1（4）C部分（その他の危険物）の説明

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑦その他（	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

⑪

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

落下の危険ありと読み替えてよいです。

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

⑨

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

⑩

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。



←
大谷石（組積造）の塀が倒壊しているが、これ以上倒壊する危険性がないためAランクとなる。



→
コンクリートブロック造の塀が大きく傾斜しており、倒壊の危険があるためCランクの判断となる。※Cランクの原因がこれだけの場合、コメント欄にその旨を記入する。

応急危険度判定結果

※A3～A4は細小
※白黒印刷

危険

UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい

建築物名称	住宅地団の名称	〇〇邸
注記	構造躯体など 落下物など	危険 要注意 調査済
・外観調査のみ実施 ・建築物が大きく傾斜しており、倒壊の危険があります。		
この判定は、家屋の被害程度（全壊・半壊等）を最速罹災証明のためのものではありません。 （※罹災証明書が必要な方は市町村にお問い合わせ下さい）		
整理番号	□□1-2-3	
判定日時	7月10日 午前・午後 14時現在	
目黒区	災害対策本部	電話 -

東京都

1 (5) 判定結果の記入

熊本地震時の経験をふまえて、下記の改善を行ないました。

- 躯体が危険か、落下物が危険か○を付けるだけで済むようにあらかじめ印刷した。
- 判定活動と罹災証明の被災度区分判定とは違うという説明文を加えた。

2 東京都被災建築物応急危険度判定行政連絡協議会からの情報提供（6/26）

（1）アスベスト等に関する注意

- ・アスベスト等の露出が見られた場合は極力近づかず、適時防塵マスク等を使用してください。（区では約500個を用意しています。）
- ・また、そういった情報も提供していただくようお願いします。（判定ステッカー及び判定調査票）

（2）実施本部業務マニュアル改定

- ・建築物の高さが10階程度以上の高層建築物、その他特殊な建築物は建築物所有者から建築士へ依頼してもらう。
- ・判定業務はおおむね10日間～2週間程度を目安に終了し、罹災証明交付の被害認定調査と重複しないようにする。（判定依頼はお断りする。）

（3）大阪府北部地震における応急危険度判定情報

2. 地震の概要

○発生日時 平成30年6月18日 7時58分

○震源地 大阪府北部（北緯34.8度、東経135.6度）

○震源の深さは13km（暫定値）、地震の規模（マグニチュード）は6.1（暫定値）

○各地の震度（震度5弱以上）

震度6弱 大阪府 高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、大阪市北区

震度5強 大阪府 大阪市都島区・東淀川区・旭区・淀川区、豊中市、吹田市、寝屋川市、摂津市、交野市、島本町

京都府 京都市中京区・伏見区・西京区、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町

震度5弱 滋賀県南部、兵庫県南東部、奈良県

○7月4日14時00分現在、震度1以上を観測した地震が44回発生

（最大震度6弱：1回、震度4：1回、震度3：5回、震度2：11回、震度1：26回）

○住宅・建築物

1. 公営住宅等について

- ・全壊、半壊の被害報告なし
(ピロティ柱のクラックや比較的軽微な被害は一部の公営住宅等で発生)

2. エレベーター閉じ込めについて

- ・日本エレベーター協会会員社が保守を行っているエレベーターのうち、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県において、339件の閉じ込めが発生。全件で救出済み。

3. 被災建築物の応急危険度判定

- ・6月18日に、大阪市、茨木市に実施本部を設置し、6月19日から応急危険度判定を実施。
- ・6月19日に、高槻市に実施本部を設置し、6月20日から応急危険度判定を実施。
- ・6月19日に、大阪府が大阪市の支援要請を受け、近畿ブロックに広域支援体制を要請。
- ・6月20日に、応急危険度判定における補強コンクリートブロック塀等の調査の徹底について、実施公共団体に通知。
- ・6月20日に、箕面市に実施本部を設置し、6月21日から応急危険度判定を実施。
- ・6月21日に、摂津市に実施本部を設置し、6月22日から応急危険度判定を実施。
- ・6月21日から、TEC-FORCEが高槻市の学校のブロック塀等の応急危険度判定を実施。
- ・6月24日に、島本町に実施本部を設置し、6月25日から応急危険度判定を実施。
- ・6月24日をもって、大阪市被災建築物応急危険度判定実施本部を解散。
- ・6月28日をもって、高槻市、摂津市、島本町被災建築物応急危険度判定実施本部を解散。
- ・6月29日をもって、茨木市被災建築物応急危険度判定実施本部を解散。

(7/3 24:00 時点)

約11日間
実施

実施期間	実施市町村	実施状況				計	対応人数(延べ)
		危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)			
6/19~6/24	大阪市	13件	235件	5,364件	5,612件	277人・日	
6/19~6/29	茨木市	262件	968件	582件	1,812件	362人・日	
6/20~6/28	高槻市	190件	873件	707件	1,770件	382人・日	
6/21~	箕面市	0件	14件	49件	63件	20人・日	
6/22~6/28	摂津市	23件	87件	47件	157件	32人・日	
6/25~6/28	島本町	1件	21件	21件	43件	18人・日	
計	5市1町	489件	2,198件	6,770件	9,457件	1,091人・日	
判定結果割合		5.2%	23.2%	71.6%		17.3件/チーム	

(4) 平成30年度建築物応急危険度判定員養成講習会について

マニュアルをお持ちでない場合（おそらく1998年以前登録の方）は、下記の日程（予定）で行われる応急危険度判定士講習会へ参加していただければ、改めてもらうことができるとのことです。また、在庫に限り連絡のみでのお渡しも可能とのことです。

日時（予定）

第1回 平成30年 9月14日（金）

第2回 平成30年11月 2日（金）

- ・各回500名位（予定）
- ・募集は8月頃（予定）

3. 総合防災訓練のご案内

(1) 昨年度の訓練状況紹介（大鳥中学校を利用したの判定演習）



柱の被害写真から損傷度を判定



下げ振りによる傾斜角の測定演習



判定ステッカーの記入・表示状況

(2) 今年度の訓練案内

今年度の総合防災訓練は、

日時：平成30年9月2日（日）9：00～

場所：目黒区立東山中学校（中目黒駅から徒歩14分）

にて行なう予定です。

皆様の参加をお待ちしております。



ご清聴ありがとうございました。